

【テーマ6】 青少年の健全育成と非行防止対策の推進

めざす方向	<p>◎ 大阪府青少年健全育成条例及び子ども・若者育成支援推進法を推進するための総合的な計画としての性格を有する「大阪府子ども総合計画（＊14）」に基づき、青少年が健やかに成長できる社会づくり、自立できる社会づくりに取り組むとともに、地域活動等の活性化による少年非行防止対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンがコミュニケーションツールとして急速に普及していることが、青少年の行動をより危険に近づきやすくしていることから、引き続き教育機関等と連携して、ネットリテラシー向上に取り組めます。また、JK ビジネス営業者への規制を盛り込んだ青少年健全育成条例を適切に運用するとともに、その危険性等について正しく伝える教育・啓発に取り組んでいきます。 ・地域において、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する青少年への支援が適切に行われるよう、関係機関、民間団体、学校等と連携した市町村におけるネットワークの構築を支援します。 ・大阪府警と連携し、少年サポートセンターの効果的な運営を行い、府内の小学校で非行防止・犯罪被害防止教室を実施するとともに、地域における少年非行防止活動ネットワークづくりを支援します。 <p>(中長期の目標・指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが健やかに成長できる社会～大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり（大阪府子ども総合計画より） ・若者が自立できる社会～若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会づくり（大阪府子ども総合計画より） ・地域の子どもは地域で守る～非行防止にかかる地域活動等の活性化を通じて府内の非行状況を改善
-------	---

青少年を取り巻く社会環境の整備		
＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■ ICT の進展に伴う有害情報への対応</p> <p>・実行委員会の参加機関（大阪府、教育機関、大阪府警、PTA協議会、携帯電話会社など）の連携の下、青少年自身がスマートフォンの適切な使い方等を考え発表する OSAKA スマホサミット（＊15）を実施。また、スマホ・SNSトラブルから子どもを守る研修に大学生講師による小学生への出前講座を追加実施する。加えて、本取組の成果の更なる浸透を図るため、事業成果や教材等を取りまとめたDVD付き事例・教材集を作成し、府内の学校等に配布する。</p> <p>（スケジュール） H30年4月：OSAKA スマホサミット参加校の募集 8～10月：OSAKA スマホサミットまでのワークショップ2回（今年度は、課題別WGを設置（被害防止、フィルタリング、ネットトラブル））</p>	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のネットリテラシー向上に向けた気運の醸成を図るとともに、その取組の普及・定着を推進。 ・OSAKA スマホサミットを実施 参加校：10校、来場者数：300名 ・スマホ・SNSトラブルから子どもを守る研修を実施（大学生講師による小学生への出前講座を研修メニューに追加） 実施回数：15回、受講者数：1,500名 ・先進的な実践事例を含んだDVD付き事例・教材集の作成し、府内全ての小・中・高等学校等に配付 	<ul style="list-style-type: none"> ○実行委員会の参加機関の連携の下、府内小中高生が2回のワークショップを通じてスマートフォン等の適切な使い方について自ら考えるとともに、啓発動画や啓発スタンプ等を作成し、OSAKA スマホサミットにおいてその成果を発表した(12月)。 参加校（小中高校）：14校、40名 OSAKA スマホサミット来場者数：約300名 ○スマホ・SNSトラブルから子どもを守るため、スマホ安全出張講座を開催した。 実施回数：32回（うち小学生への講座11回） 受講者数：約2,600人 （うち小学生への講座約1,250名）

12月：OSAKA スマホサミット 2018 の開催
H31年2月
～3月：DVD 付き事例・教材集の作成・配付

■青少年の性的搾取への対応

・JKビジネスの規制を盛り込んだ改正青少年健全育成条例の7月1日の施行に向けて、事業者等への周知を行うとともに、青少年や保護者にJKビジネスの危険性を正しく伝える教育・啓発を府教育庁や府警察と連携して実施する。

(スケジュール)

H30年4月：府政だより(4月号・6月号)、HP作成
5～6月：リーフレット作成、事業者説明会
7月：条例周知キャンペーンの実施
7月以降：啓発動画を盛り込んだ教材を作成し、HP上で公開するほか、府内全ての学校に配布

・スマートフォン等の普及に伴い、事業者を介さずインターネットやSNSの個人間のやりとりで、青少年に対して裸の写真や着用済み下着等を要求するなど、青少年の性的搾取が問題となっているため、府警察と連携しつつ、有識者に意見を聴く等して対応策を検討する。

(スケジュール)

H30年4月：青少年健全育成審議会委員に意見聴取
～5月(実態の把握、議論の観点等)
6月～：青少年健全育成審議会を開催
12月：対応策をとりまとめ

◇活動指標(アウトプット)

- ・青少年健全育成条例の適切な運用
- ・JKビジネス事業者への説明会の開催：2回
- ・青少年・保護者向けの啓発動画・教材を作成・配布
- ・青少年健全育成審議会の円滑な運営

○本取組の成果の更なる浸透を図るため、先進的な実践事例、JKビジネスや自画撮り被害防止のための教材などを含んだDVD付き事例・教材集を作成し、府内の全小・中・高等学校等に配付した。

○JKビジネスの規制を盛り込んだ改正青少年健全育成条例の周知を以下のとおり行った。
・JKビジネス事業者への説明会を6月に2回実施するとともに、7月1日の条例施行に合わせて府警と合同で立入調査を実施。
・条例改正等について、青少年課HPや府政だより4・6月号、7月1日のキャンペーンで周知。
・教員や青少年指導員、家庭教育支援員等の研修において情報提供し、条例の啓発を依頼。
・JKビジネスの危険性を伝える青少年・保護者向け啓発動画・教材を作成し、府内全ての小・中・高等学校等に配付。

○自画撮り被害をはじめとした青少年の性的搾取等への対応について以下のとおり取り組んだ。
・審議会に特別部会を設置し、審議会(2回：6月、11月)と特別部会(5回：6月、7月、8月、9月、10月)を実施。
・青少年健全育成審議会から提言を受理(11月)。
・提言を踏まえ、自画撮り被害防止のための規制を盛り込んだ青少年健全育成条例の一部改正(H31年4月1日施行。ただし、罰則については同年6月1日施行。)

[参考]

児童買春・児童ポルノ禁止法違反(大阪府)
被害児童数 168人(前年比+30人)
うち、児童ポルノ被害児童数 120人
(前年比+46人)

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■市町村による子ども・若者支援地域協議会の設置など支援ネットワークの構築促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、民間支援団体等と市町村との連携を促進するなどにより市町村ネットワークの構築を支援する。 複雑・多様化する青少年の抱える課題に対応していくため、支援ノウハウを持つ NPO 等を対象とした民間支援団体連絡会議を開催し、団体間の相互連携等を一層強化にするとともに、青少年の社会的自立を支援するため、新たに青少年スキルアップサポートモデル事業を実施する。 <p>(スケジュール)</p> <p>4～3月：青少年スキルアップサポートモデル事業の実施 6月：府子ども・若者支援地域協議会の開催 子ども・若者民間支援団体連絡会議の開催 8～9月：市町村との意見交換会 市町村と民間支援団体との意見交換会</p> <p>H31年3月：今年度の取組等を取りまとめ、市町村や民間支援団体へ配布</p>	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村による子ども・若者支援地域協議会の設置など、ネットワークの構築が促進され、地域における子ども・若者への支援が効果的に行われるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村におけるネットワークの構築を後押しするため、下記の会議を開催し、先行する取組の提示や情報交換等を行い、ひきこもり等の若者支援に係る課題や支援のあり方等の共有を図った。 <ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体連絡会議(6月、9月) 府子ども・若者支援地域協議会(8月) おおさか若者支援シンポジウム I N 豊中(8月) 子ども・若者育成支援に関する市町村担当課長会議(8月) 市町村と民間支援団体の意見交換会(12月) 子どもや若者の支援を行う民間支援団体の活動の充実を図るため、地域特化型クラウドファンディングサービスを行う FAAVO 大阪と事業連携協定を締結した(6月)。 民間支援団体(1団体)のクラウドファンディング活用に向け、助言や広報活動を支援した。 青少年の社会的自立を促進するスキルアップサポートモデル事業を実施した(1団体)。

地域活動の活性化による少年非行防止対策の推進

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■ 少年サポートセンターの効果的な運営、少年非行防止活動ネットワークの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府警と連携し、少年サポートセンターの効果的な運営を行い、非行防止・犯罪被害防止教室を実施するとともに、少年非行防止活動ネットワークの活性化を促進します。 ・少年サポートセンターの効果的な運営 年間を通じて、少年サポートセンターにおいて非行少年の立ち直し支援を行うとともに、非行防止・犯罪被害防止教室の未実施校に対し働きかけを行い、府内全ての小学校において同教室を実施する。 ・少年非行防止活動ネットワーク 年間を通じて、既存ネットワークの活性化に向けた活動支援を実施するとともに、ネットワーク未構築の地域へ構築の働きかけを行う。 	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内 10 か所の少年サポートセンターにおいて、継続補導を行う警察と同一施設内で緊密に連携し、ケースワーカーによる少年の特性や家庭環境を踏まえた福祉的観点からの立ち直りを支援。 ・非行防止・犯罪被害防止教室の実施率：100% H29 年度実績：999 校／1,007 校（99.2%） ・地域一体となった少年非行防止活動ネットワークの定着化や更なる活性化を図るため、警察等と一層連携を深め、地域の活動に寄り添った活動支援を推進するとともに、ネットワーク未構築の 1 地域に対し構築を働きかけ、全 66 市区町村で構築。 (指導者の派遣) 夜間における巡回活動への同行指導 各種会議等での研修や講演 など ⇒ 取組の弱い地域を中心に年間延べ 25 市区町で実施 (活動に有効な教材の提供) 巡回活動の手引の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○少年サポートセンターの効果的な運営を行うとともに、警察や教育委員会と連携し、非行防止・犯罪被害防止教室を積極的に実施した。 教室の実施率 99.3%（995 校／1,002 校） [参考] 刑法犯少年の検挙・補導人員 2,804 人（前年比 334 人減、10.6%減） ○少年非行防止活動ネットワーク未構築の地域に対して、区役所及び地域ボランティア団体へ赴くなど継続的な働きかけを行った結果、新規構築され、府内全 66 市区町村でネットワーク構築が実現した。 ○少年非行防止活動ネットワークの地域における定着化や更なる活性化に向けて下記の支援等を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の派遣等の活動支援 研修や講演など 延べ 50 市区町で実施 ・活動に有効な教材等の提供 取組の弱い地域へのパトロール用ベストの提供 「街頭巡回声かけ活動の手引き」の作成、提供